

佐賀県農林水産商工本部新産業課 鋼 谷 優一

1 競争入札に付する事項

(1) 調達物件の名称及び数量

県有ビームラインBL3用シンクロトロン光計測システムの製造及び据

付け等 一式

(2) 調達物件の特質等

入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

平成17年3月25日

(4) 納入場所

佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地の佐賀県立九州シンクロトロン光研

究センター内において別途指定する場所に設置すること。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

(1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定期限

県有ビームラインBL1用照射チャンバーの製造及び据付け等 平成16

年10月頃

(2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成14年3月29日

3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県農林水産商工本部新産業課 科学技術振興担当 電話 0952-25-7129

4 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することができる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物件又は同種同程度の物件を、納入先の求めに応じて確実に納入できると認められること。

(3) 調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められること。

(4) 県が別途設置する技術審査会の技術審査の結果、この公告に示した物件の提供が可能であると認められること。

5 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県（以下「県」という。）所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所
郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県出納局用度管財課用度班 電話0952-25-7194
Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成16年9月3日まで

(2) 場所

上記 3 の部局

8 入札者に求められる義務

- (1) 入札説明書で要求する証明書類、計算書類及び上記 4 の(2)から(4)までを証明する書類を、平成16年9月3日16時までに上記 3 の部局に提出すること。また、上記 4 の(1)の入札参加資格のない者にあっては入札参加資格認定申請書を、併せて同じ日時までに上記 5 の(2)の部局に持参して提出すること。

- (2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

- (1) 場所
上記 3 の部局
- (2) 期限
平成16年9月16日 17時
- (3) 提出方法
書留郵便とすること。
- 10 持参による入札書の提出の場所及び期限
- (1) 場所
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟91号北会議室
- (2) 期限
平成16年9月17日 11時
- 11 開札の場所及び日時
- (1) 場所
上記10の(1)の場所
- (2) 日時
平成16年9月17日 11時

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

- 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項各号に掲げる担保を供することができる。

また、次の場合は、入札保証金の納付等が免除される。

ア 県被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上）

を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律（平成6年法律第78号）第11

条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

(2) 契約保証金

契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。

なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することができる。

また、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 県被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）

を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

13 入札の無効	(1) 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。 なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
	(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
	(2) 当該競争について不正行為を行った者
	(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
	(4) 上記11の(1)の入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
	(5) 1人で2以上の入札をした者
	(6) 代理人でその資格のないもの
	(7) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者
14 落札者の決定の方法	<p>(1) この入札にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、その者を落札者としないことがある。</p> <p>(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。</p> <p>15 この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。</p>
16 Summary	<p>(1) The nature and quantity of the products or services to be procured: The manufacture of synchrotron radiation measurement system for the Prefectural Beamline 3, 1set</p> <p>(2) Delivery period: March 25, 2005</p> <p>(3) Delivery place: the place that will be appointed in "SAGA Light Source", 8-7, Yayoigaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan</p> <p>(4) Time limit for tender: 17:00 September 16, 2004 by mail or 11:00 September 17, 2004 by direct delivery</p> <p>(5) A contact point for the notice: New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi, Saga, 840-8570 Japan; Tel. +81-952-25-7129</p> <hr/> <p>次のとおり一般競争入札に付します。</p> <p>平成16年8月20日</p> <p>収支等命令者 佐賀県農林水産商工本部新産業課長 神 谷 俊一</p> <p>1 競争入札に付する事項</p> <p>(1) 調達物件の名称及び数量 県有ビームラインBL3用ミラーの製造 一式</p> <p>(2) 調達物件の特質等 入札説明書で指定する特質等を有すること。</p> <p>(3) 納入期限 平成17年3月25日</p> <p>(4) 納入場所 佐賀県鳥栖市弥生が丘八丁目7番地の佐賀県立九州シンクロトロン光研</p>

究センターにおいて別途指定する場所に設置すること。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一連の調達契約に関する事項

(1) 今後調達が予定される物件の名称、数量及び入札公告予定期

県有ビームラインBL1用照射チャンバーの製造及び据付け等 平成16年10月頃

(2) 一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告の日付

平成14年3月29日

3 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号
佐賀県農林水産商工本部新産業課 科学技術振興担当
電話 0952-25-7129

4 入札参加資格及び条件

(1) 物品の製造、修理又は購入に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程（昭和41年佐賀県告示第129号）の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

(2) 調達物件又は同種同程度の物件を、納入先の求めに応じて確実に納入できること認められること。

(3) 調達物件の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できること認められること。

(4) 県が別途設置する技術審査会の技術審査の結果、この公告に示した物件

の提供が可能であると認められること。

5 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記4の(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望するものは、佐賀県（以下「県」という。）所定の入札参加資格認定申請書様式に必要事項を記入のうえ持参して提出すること。

(2) 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所を記入のうえ持参して提出すること。

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局用度管財課用度班 電話0952-25-7194

Email:youdokanzai@pref.saga.lg.jp

(3) 申請書様式の入手先

上記(2)の部局又は佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

6 証明書類等、入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨

7 入札説明書の交付及び契約条項の提示

(1) 期間

平成16年8月27日まで

(2) 場所

上記3の部局

8 入札者に求められる義務

(1) 入札説明書で要求する証明書類、計算書類及び上記4の(2)から(4)までを証明する書類を、平成16年8月27日16時までに上記3の部局に提出すること。また、上記4の(1)の入札参加資格のない者にあっては入札参加資格認定申請書を、併せて同じ日時までに上記5の(2)の部局に持参して提出すること。

(2) 入札参加希望者は、提出した証明書類等について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

9 郵送による入札書の提出の場所、期限及び提出方法

(金) 2016年8月20日 平成16年

県 賀 佐 公 庫

- (1) 場所
上記3の部局
- (2) 期限
平成16年9月9日 17時
- (3) 提出方法
書留郵便とすること。
- 10 持参による入札書の提出の場所及び期限
(1) 場所
佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁新行政棟31号南会議室
- (2) 期限
平成16年9月10日 11時
- 11 開札の場所及び日時
(1) 場所
上記10の(1)の場所
- (2) 日時
平成16年9月10日 11時
- 12 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。
なお、入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項各号に掲げる担保を供することができる。
また、次の場合は、入札保証金の納付等が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合
- 13 入札の無効
次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。
なお、無効入札をした者は、再度の入札に加わることができない。
(1) 入札参加資格のない者又は入札参加条件を満たさない者
(2) 当該競争について不正行為を行った者
(3) 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者
(4) 上記11の(1)の入札保証金を納入しない者及び入札保証金の納入額が不足する者
(5) 1人で2以上の入札をした者
(6) 代理人でその資格のないもの
- 条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合
(2) 契約保証金
契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付すること。
なお、契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づく担保を供することができる。
また、次の場合は、契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（見積金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去10年の間に、県若しくは県以外の地方公共団体又は国（公団又は特定放射光施設の共用の促進に関する法律第11条の規定に基づき放射光利用研究促進機構として指定を受けている法人を含む。）又は国内にある放射光施設との間で同種・同規模の契約を複数行い、そのうち1件に係る履行証明等を提出する場合

(7) 前各号に掲げるもののほか、競争に関する条件に違反した者

14 落札者の決定の方法

(1) この入札にあっては最低制限価格を設けないので、有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものと契約の相手方とする。ただし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて申込みをした者の当該申込みに係る価格では契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であるときは、

その者を落札者としないことがある。

(2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、

入札執行事務に關係のない県職員にくじを引かせるものとする。

15 この調達契約は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

16 Summary

(1) The nature and quantity of the products or services to be procured: The manufacture of mirror system for the Prefectural Beamline 3, 1set

(2) Delivery period: March 25, 2005

(3) Delivery place: the place that will be appointed in "SAGA Light Source", 8-7, Yayoigaoka, Tosu-shi, Saga, 841-0005 Japan

(4) Time limit for tender: 17:00 September 9, 2004 by mail or 11:00 September 10, 2004 by direct delivery

(5) A contact point for the notice: New Industry Development Division, Agriculture, Forestry, Fisheries and Commerce Head

Office, Saga Prefectural Government, 1-1-59 Jonai, Saga-shi,
Saga, 840-8570 Japan; Tel. +81-952-25-7129

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備 用排水施設整備)塩田東部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年8月20日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(経営体育成基盤整備 用排水施設整備)塩田東部地区的土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年8月23日から平成16年9月17日まで

3 縦覧の場所

塩田町役場

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、県営土地改良事業(経営体育成基盤整備 農道整備)塩田東部地区の計画を定めたので、同条第5項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成16年8月20日

佐賀県知事 古川 康

1 縦覧に供する書類

県営土地改良事業(経営体育成基盤整備 農道整備)塩田東部地区的土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成16年8月23日から平成16年9月17日まで

3 縦覧の場所

平成16年8月20日(金)

報 公 県 賀 佐

塙町役場

事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年8月20日

佐賀県知事 古川 康

平成12年3月30日県當土地改良事業（干拓地等農地整備）北川副地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年8月20日

佐賀県知事 古川 康

平成12年5月23日県當土地改良事業（ほ場整備）久保泉東部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年8月20日

佐賀県知事 古川 康

平成12年3月28日県當土地改良事業（ほ場整備）久保泉西部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年8月20日

佐賀県知事 古川 康

平成16年3月26日県當土地改良事業（ほ場整備）久保泉南部地区の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により公告する。

平成16年8月20日

佐賀県知事 古川 康

平成13年11月12日県當土地改良事業（ふるさと農道緊急整備）西山地区的工